

第2回 障害者自立支援協議会（会議録）

1 日 時

令和7年（2025年）8月28日（木） 13:30～16:00

2 場 所

障害福祉センターひまわり 会議室

3 案 件

（1）各連絡会からの報告

（2）各部会からの報告

①地域課題検討部会

②地域包括ケアシステム推進部会

③人権課題検討部会

（3）地域生活支援拠点等について

（4）その他

・次期計画策定に向けたアンケート調査の概要について

4 出席者（順不同）

（1）委 員

会 長 上田 哲郎（少路障害者相談支援センター）

委 員 坂田 沙知子（豊中市障害相談支援ネットワークえん）

委 員 古田 拓也（豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会）※代理

委 員 水上 さゆり（豊中市障害者グループホーム事業者連絡会）

委 員 小久保 篤志（豊中市障害者短期入所事業者連絡会）

委 員 芳賀 大輔（豊中市障害者就労支援連絡会）

委 員 田所 美保子（豊中市障害児通所支援事業者連絡会）

委 員 星屋 好武（豊中市手をつなぐ育成会）

委 員 鍋島 康秀（ピープルワーク）

委 員 中村 知（豊中市身体不自由児者父母の会）

委 員 吉岡 伸二（さわ病院家族会）

委 員 井上 康 （えーぜっと）

委 員 細貝 徳子（障害福祉課）

（2）事務局

杉本 博一（中央障害者相談支援センター）

藤原 靖浩（庄内障害者相談支援センター）

常田 真央（服部障害者相談支援センター）
畑 一朗（障害福祉課 障害福祉センターひまわり 副主幹）
泉谷 光一（障害福祉課 障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係長）
大東 幹彦（障害福祉課 障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係）
岩崎 剛（障害福祉課 障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係）

（３）傍聴者

５人

（４）欠席者

副会長 谷岡 義雄（柴原障害者相談支援センター）
委 員 松 公造（豊中市日中活動事業者連絡会）
委 員 芳賀 大輔（豊中市障害者就労支援連絡会）
委 員 岡田 淳（豊中精神障害者当事者会 HOTTO）
委 員 中島 正恵（豊中市手をつなぐ育成会）

—開 会—

会 長（開会の挨拶）

昨日と今日、障害者団体の要求項目に対します大阪府さんとの対府交渉が行われていました。いつまでたっても障害者は普通の生活ができていない、そんなことを言っていたのですが、様々な課題が満載でしっかりと伝えていかないことには先に進まないなど感じています。協議会は協議の場ですので、たくさんの議論なり意見なりを言っていただければと思います。では、各連絡会からの報告をお願いします。

案件１ 各連絡会からの報告

委 員＜障害相談支援ネットワークえん＞

障害相談支援ネットワークえんからの報告です。９月 24 日に全体会を行うにあたり、運営会議を開きました。全体会の中身としては、情報共有をしたり、グループワークでプチＳＶ事業をやることとしました。月 1 回、法律相談＆ＳＶ（スーパーバイズ）事業ということで、基幹の相談支援センター中心に、北野先生や弁護士を招いているような相談をしていますが、スーパーバイズが事例検討とごっちゃになっていないかなということで、今一度その違いをおさらいしようと。月 1 回のＳＶ事業ですが、指定特定の相談員さんからは少しハードルが高く参加しにくいといった声もあり、プチＳＶ事業をやってみようとなりました。豊中には主任相談支援専門員が他市に比べて多くいらっしゃるということで、主任さんにファシリテーターをやっていただき、グループでＳＶ事業をやってみよう。12 月には、4 月に豊中市で児童相談所が開設され、こどもの相談窓口が整理されたかなと思うので、その辺、今どうなっているかっていうことをこ

どもの部局からお話いただく予定にしております。

あと運営委員会で出た意見ですが、えんからも障害者差別解消支援地域協議会に参加させていただいて、身の回りで起きている人権に関して意見を聞いたのですが、警察に対してちょっと差別的なというか、理解が少し弱いのではないかと、病院も緊急搬送されたときに、見てくれはしたけど、じっとしていられないのであれば帰ってもらいますよとか、内科的な病気のとときにはなかなか受け入れ先がないよねといった声がありました。また、計画相談のマニュアルを、随分前に自立支援協議会の相談支援部会があったときに作っているのですが、更新がされていないので、人材育成や相談員さん増やしていこうというなかで更新されたものがあればいいなという声もありました。

委員 警察の話がでていましたが、障害者差別解消支援地域協議会があり、警察も関係構成機関だと思います。別の協議会ですが、こういう話がありましたということを事務局から伝えていただいて、障害者に対する意識を高めていただけるように働きかけることができるのではないかと思います。

委員 障害者差別解消支援地域協議会は本課・障害福祉課で管轄しておりますので、連携をとって参りたいと思います。

委員（居宅介護・移動支援事業者連絡会）

居宅介護・移動支援事業者連絡会からの報告です。この連絡会は年3回、全体会をしておりますが、6月20日に第1回目の連絡会を開催しました。労働法関係の改正があり、今年の6月から職場の熱中症対策が義務化されまして、この法改正自体はあまり介護現場は想定されておらず、建築現場とか警備員さんとか、主に屋外で作業されるのが対象なのですが、要件を細かく見ると、ガイドヘルパーの仕事も当てはまるということで、大阪労働局の方に来ていただいて、熱中症対策についてお話をいただきました。熱中症対策の中身自体は一般的なお話でしたけれども、大阪労働局の方からは労働局関係のいろいろな補助金があって、それが活用されていない、申請件数も少ないという話もあって是非活用してくださいといった話もありました。ヘルパー事業所だけでなく他の事業所が使えるものがあると思いますので、大阪労働局のホームページなどご覧いただいて、皆さんもご活用いただければいいかなというところです。

委員（障害者グループホーム事業者連絡会）

グループ連絡会からの報告です。7月8日に全体会議、8月4日に役員会議を行っています。全体会議で話が出ていたのが、本年度から地域連携推進会議というものの実施が義務化されています。各事業所で準備をされていますが、地域の皆様、民生委員さんとか校区福祉委員会の皆さんなど、会議にお呼びしなくてはなりません、そこに

つないでいただける場所が少ないというところで皆さん苦慮されています。役所の方にも地域の皆さんとお繋ぎしていただけるような体制づくりをお願いいたしました。また、会議を行うにあたって、ホームで過ごされる方の人権の問題にもなるのですが、皆さんのお部屋を見せてくださいという形でお邪魔することになりますと、見せたくないとおっしゃる方々もいて当たり前だと思うのですが、そういった方々にも対応できるような形をとらないといけない。やらなきゃいけない会議だからあの部屋を見せてくださいねということの問題について、話し合いをしているところです。ですので、地域連携推進会議についてはなかなか進んでない状況です。ただ、3月31日までには終わらないといけない。終わらなければ減算となります。ですので、どのような形で進めていけばいいのか、連日そんな会議ばかりやらせていただいているのが現状です。

また、12月にパネル展を今年度もさせていただきます。それに向けて、動画作成とか、パンフレット作成等々を各事業者さんに依頼したりしております。あとは先ほど相談支援さんの方でも出ており、人権課題検討部会にも報告済ですが、グループホームから緊急搬送して、病院に行った際に、受診拒否というか、暴れるのであれば診られないと言われたケースがグループホームの方でもあります。看取りもやられているグループホームもありますが、実際みんながみんな看取りをやっているわけではないですし、緊急状態で病院に行きながら、施設の方で看取るのも一つの手ですよみたいなことを言われてしまうと、グループホームの立場上、どうしていいのか、職員も大変な思いをしているということもお伝えできればなって思っています。

委員 地域連携推進会議ですが、基本的には訪問が原則なのかもしれませんが、原則以外のことをどの程度認められているのか、何か方法はないのでしょうか。

委員 市にどういった方法があるのか、どこまで許してもらえるのかを相談しており、今、回答待ちの状態です。グループホームの方に訪問、部屋を見なさいというのと、会議と訪問日を別々にしなさいというのは厚労省からすでにでてきているのですが、これを一緒にすることはできないのか、これも相談しており、回答待ちです。

委員（障害者日中活動事業者連絡会）

日中活動事業者連絡会からの報告です。7月1日に全体会を開催し、総会も兼ねていまして今年度の体制も決まりました。グループワークを行い、事業所の悩みなど話し合いました。B型の事業所の方からは利用者の人数が少ない、確保するのが難しいといった話、納期に間に合わず、結局職員がすることが多くなる、そんな話もありました。また、生活介護の方では、職員の不適切発言、注意しづらいとか、注意していいものなのかとか、そういう話がありました。あと、親御さんの意志が強く、障害を持っておられる方の自己決定が難しいなといった話がありました。他には制度が変わりすぎてつい

ていけない、人材不足、人材の育成など話題となっていました。少し別の話ですが、社協さんが大阪府に福祉従事者の賃金と全産業賃金の差が大きくなってきているということで、福祉従事者の賃上げに関する要望を出されたそうなのですが、自分たちはあまり分かっていなくて、そういう情報を知りませんし、どう声を上げていけばいいのかということもありますので、協議会の場であったり、連絡会の中でも何かできることはないのかということを考えていきたいなと思います。

委員（障害者就労支援連絡会）

就労支援連絡会ですが、偶数月が運営会議で奇数月が研修ということでやっております。9月4日にクボタインクルージョンワークス（株）の方に講師に来ていただき、研修会を予定しております。7月はこの後にも話が出るとはありますが、就労選択支援にかかる研修を実施し、40名ぐらいの参加がありました。また今年度は就労関係の事業所の冊子の更新を予定していますので、皆さんにお配りできればなと思っています。

委員（障害児通所支援事業者連絡会）

障害児通所支援事業者連絡会からの報告です。7月8日に連絡会を開催し、市の福祉指導監査課にご協力いただいて、運営指導についての研修を行いました。事前に加入事業者様より募った質問を福祉指導監査課に報告し、お答えできる範囲で今年度の運営指導の内容に沿って話をいただきました。また事業所の立ち上げのサポートをされている会社から講師をお招きし、実際の運営指導であった例など共有させていただきました。次回は10月に開催予定の専門的支援についてという研修の準備を進めております。あと児童発達支援と放課後等デイサービスの事業所紹介パンフレットを発行させていただきました。9月以降に順次お配りしていく予定です。

委員 立ち上げのサポートされている会社からの講師による研修ですが、こういった内容ですか。

委員 事業所を立ち上げる際にどんな書類がいるとか、どういうことに気をつけていくのかサポートされている会社で、そこの方が、実際に放課後デイサービスも運営されているのですが、書類作成という側と運営指導を実際に受けた経験からお話を聞かせていただきました。

委員（障害者短期入所事業所連絡会）

短期入所事業所連絡会からの報告です。7月25日に第1回の連絡会を開催し、今年度の目標・方針を確認しました。1つ決定したことは、前年度に引き続きになりますが、緊急時の短期入所の受入体制づくりを継続して進めていくこと。前年度に短期入所連絡

ツールを活用して連携できるような形をつくれないうところで進めてきて、ツールを使って、登録するところまでは行ったのですが、具体的な活用について拠点コーディネーターにも来てもらい意見交換しております。緊急受入れの際に、ベッドに空きがないと受入れができないので、短期入所施設間で今日の空き状況が分かるようなツールをつくれないうといった意見が上がっており、詰めていければと思っております。あとは短期入所施設間での交流といいますか、1回目の連絡会はひまわりで開催しましたが、2回目以降はそれぞれの事業所だと考えております。第2回連絡会はみずほおおぞらで開催して、次は違う事業者さんで開催するような形で、他の事業所さんの様子を見る機会も少ないと思いますので、現場の支援者も連れていき、交流の機会の場合としても考えております。

委員 短期入所のことは日頃から大変関心がありまして、会員や会員に関わらず様々な相談を私どもの方にされまして、どこで断られたとか、聞いているところです。重度と言われる方、区分の4以上が重度だったと思うのですが、重度とか区分4と言うだけで受入れができないというのが多いのです。本人もそうですが、親たちも休める日をつくってほしいという要望も多くあります。豊中にどれだけ重度、区分4以上の方が入所できる短期入所事業が展開されているのか、市から発行されている事業所一覧では分かりません。全部連絡しなければならない。そうすると医療的なことが必要なら刀根山へ行ってくださいとか、場合によっては三田に何かあるそうですとか、どんどん遠くなっていく。豊中でどれだけ短期入所事業で重度の方を受け入れてもらえるのか、何か示していただくようなことがあれば、利用する側としては非常に選択しやすいし、遠いところに行かなくてもすみます。あと、老人施設が空いていますよという紹介が来るんです。私は根本的に老人と障害者が違うということをやっと前から言い続けているのですが、どうもごっちゃになっているようです。重度の方を積極的に受入れるにあたって、何か行動する必要があるのであれば言うてほしい。親たちが行動を起こせると思っています。こういう事情で受入れができないということが分かれば、親たちは豊中市なり大阪府なり国なりに訴えていかないと。事業者さんはなかなか言いにくいところもあると思いますが、親達に言うていただいたら、動きやすいし、こういう事情ですよとはっきりといえるということがありますので、我々の方に提供していただくのと、そういう入所施設を利用させていただきたいのは、会員さんも高齢になっていますので、よろしくお願いします。

会長 課題を挙げていくこと、情報共有も大事なことだと思いますので、短期入所連絡会でも何ができるかと、考えていただけたらと思います。

委員 今のお話と多少関連するとは思いますが、皆さんの報告を聞いていてよく出て

くるのが制度が変わったり、新しい制度ができていくときの立ち上げ支援だとか、行政の監査に向けてとか、その対策を言っておられます。利用する側の目線で見ると制度が変わったり新しい制度ができたとしたら事業運営にどう役立てていったらいいかという視点は皆さん考えられると思うのですが、既存の制度も含めて障害者の人の目線でこの制度、本当はこういう根拠で作られているのに、実際利用するにはハードルが高いとか、当事者にあまり役にたっていないとか、こういうところ変えていったら本人さんたち暮らしやすいのにとか、こういう目線で制度を各事業所さんがみていただくことが大事だと思います。これを自立支援協議会でやるとか、各部会の学習会でやるとか、いろんなところで共有し、府なり国なり行政に働きかけていく。本来、制度は障害者が生きるためにあるわけなので、この制度、もう少しこうであれば障害者の人にもっと役立つのといったことなどを事業者さん、連絡会さん、皆で共有していただけるともっと自立支援協議会もいろんな意味でやりがいのあるものになっていくのではないかと感じます。

委員 本質的なことでもありますが、おそらく豊中は10年ぐらい前までは短期入所の数自体も少なかった時代があったと思うのですが、10年15年ぐらい前から短期入所、グループホームも箇所数的には増えてきてこれは全国的な傾向でもあります。その問題と、本当に困っておられる支援区分4以上の方、また、行動障害が激しいとか医療的な対応が必要のある方は、現状の体制では受け入れが難しい課題があります。短期入所、グループホーム、箇所数は増えたけれども、そういう人たちにとってはそういう社会資源を使うっていうことが、この10年、20年変わらない状況になっていると。ここが本質的な問題で、国も拠点整備事業で整備して、普段慣れ親しんでいる日中事業所も含めて何とかしてほしいと、自治体頑張ってくれよという話なのですが、短期入所やグループホームがどう恒久的に重度の方の受け入れを整備していくのか、本腰入れてもらう必要があるのではないかと。拠点事業というのは一時的な措置で恒久的なものではなく頑張っても1週間くらいかと思います。だから最終的には短期入所であれ、グループホームであれ、重度の人たちが安定して生活できる基盤を豊中市がどう整えていくのかという話だと思います。ずっと同じ状況に置かれているっていうことの問題を自立支援協議会がしっかり受けとめて、ここに注力し本領を発揮しないと駄目だと思うし、やっている意味がないと思います。

委員 介護が難しい家族もおられ、障害者の人、本当に大変だと思います。以前に他の委員さんが入所先の話をされていました。考え方も様々です。対立が怖いからぶつかりあえないというのも正直あるかと思います。でも本当に困っている障害者の人に何ができるのか、5年先、10年先、何が必要なのかとか、考え方とか違いはあるかもしれませんが、ぶつかりあってもいいのではないですか。真剣に皆が向き合わないはずと変わ

らないと思います。

会 長 各事業者さんだけでなく、親御さんであったり当事者も考えていけないことだと思います。各連絡会でも持ち帰って話し合ってほしいと思います。では、各部会の報告をお願いします。

案件2 各部会からの報告

(1) 地域課題検討部会からの報告（資料1を使って説明）

部会長

地域課題検討部会からの報告です。当部会では2つのワーキング、拠点等整備にかかる拡大ワーキングの企画と、第1回通学支援ワーキングが開催されましたので、この2点についてご報告いたします。先に通学支援ワーキングです。6月17日に開催しました。教育委員会や居宅の連絡会も参加されております。通学支援も制度が創設されて4年目に入ります。制度がどう運用されているのか、モニタリングを行い皆さんと一緒に共有する目的がございます。資料1-②ですが、前年度（令和5年度）の下半期と比較できるようになっています。簡単に概要を申しますと、トータルの件数ですが、昨年度の下半期は受付が60件、導入済み53件で前年度より若干減っております。内訳として新規が26件、更新が34件、新規が若干減少し、更新が横ばいという状況です。通学支援相談経路とありますが、通学支援を何で知られたかということで、学校とか保護者とか障害福祉課とかいろいろあるのですが、令和5年度は圧倒的に障害福祉課が多かったのですが、令和6年度は割と分散していきまして、制度開始から4年目に入って、関係機関への周知の広がりを感じますし、導入率も上がっており、制度に携わる支援者側の方も運用面で一定の流れを持って対応できているのかなという振り返りをいたしました。

一方で、前回の全体会議で制度運用面の課題ばかりでなく、こどもさん目線でどうなのかといったご指摘をいただきました。今回、そういった視点でモニタリングを行っております。資料1の③でございます。①は数値的なことで、先ほどの報告の通りですが、②③④は各基幹センターで令和6年度の下半期にこども目線でこの制度を見たときに、気になるケースを挙げていただいております。その中でも特徴的なケースがありましたので、それらを教育委員会や居宅介護・移動支援事業者連絡会の皆さんとも共有しました。特に【ケース①】ですが、「ヘルパーに頼らずに、ご本人の意向を反映した通学支援とは？」ということで、小学校の男子の児童で三、四年生であったかと思いますが、集団登校で学校まで徒歩1分ぐらいの距離だということで、家の前が集団登校の集まる場所になっているという状況。ヘルパーさんが何をしているかと言いますと、教室に入ってから担任の先生が来るまで本人の準備をサポートしているといったケースでした。中学年になると、いろんな経験も出てきますので、本当にヘルパーさん必要なのか。学校側にヘルパーさんの見守りをつけてもらえないかといったご要望があったと聞

いていますが、本人はどう思っているのか、周りは心配が先にたちますので、ヘルパーさんつけてということになるのですが、本人も中学年というところで、友達もできて、どんなふうに学校生活していきたいとか、いろいろ出てくる時期だと思います。周りの大人が、本人がどんな学校生活を送りたいのか、どんなふうに学校へ通いたいかっていうところを汲み取っていかないといけないのではないかとということを共有したケースです。通学するのにヘルパーさん以外の地域の人の協力を得たりとか、教室の中の先生が来るまでの時間、10分、15分くらいですが、友達と一緒に何かでいないか、ご本人の持っている力を引き出していく支援について考えていくべきケースではないかなというところ。教育委員会さんも関心持って聞いていただきまして、保護者が強くヘルパーを要求するということであれば、学校側から保護者にもう少し学校側に任してもらってもいいのではないかと、そういった話しがでていました。このケースを通じて、学校が言っていたいたのですが、保護者、学校、センターを含めて、こどもさんがどんなふうに学校生活を送りたいか、通学したいかいうところのケース会議といったものやっていくことが必要でないかといったことを共有しました。ケース会議について、難色を示す学校があれば、教育委員会に相談してもらってもいいとのことでしたので、教育を引き寄せていく必要があるなど感じた次第です。

次に、不登校気味の児童生徒に対する支援。これも多くなっています、通学支援で。要対協のケース等で通学支援をお願いしたいとセンターに依頼がある。不登校になっていて学校に行かせるのにヘルパーを導入できないかという話です。こういうケースはほぼうまくいかない話で、ヘルパー使ったら学校に行けるといった単純なものではなく難しいと。それぞれケースの事情、こどもさん、親御さんにも事情ありますので、ヘルパーさんが行ってその事情を解決するわけではないので、丁寧な関わりというのが必要であるということを共有しました。無理に登校させようとヘルパーさんに繋いでも、ますます親御さん、こどもさんともに距離が生まれていってしまうので、本当に丁寧な支援が必要だということを共有しました。また、こういうケースについてどう対応していくかということも、学校を含めてどう向き合っていくのかといった話し合いが大事だと共有しました。教育委員会もマンパワーが足りないからヘルパーを求める学校もあるけど、学校にどう関わっていったらいいのか、この制度をどう使っていったらいいのかというところを言うていく必要があると言われていました。居宅の連絡会さんからは、複雑なケースであれば、その背景とかを共有させてもらえれば、現場のヘルパーさんとしてもよりよい関わりがしていけるのではないかとのご意見をいただきました。何よりもやっぱりそのケースを取り巻く支援者、保護者を含めて、どういうふうにこどもの支援をしていくかというところの話し合いがすごく大事だと思いました。ある不登校のケースで通学支援を入れてほしいといったことがあったのですが、地域の民生委員さんと普段からやりとりがあるということで、民生委員さんにそのこどもさんの通学について相談したところ、民生委員さんが関係性をうまく取り持ってくれて、こどもさんが学

校へ行くことにポジティブになり、その後通学支援をご利用できるようになったケースもありました。なので、何かしら問題あったら、通学支援使ったらいいといったことではない、そのあたりを今回のこのワーキングで共有できたかなと思います。あと④については、【ケース③④⑤】児童生徒・保護者に学校の寄り添いがあっての通学支援、としております。要約しますと3つのケースとも、通学をヘルパー対応だけに任せているのではないというケースです。学校側も、しっかりと保護者さんと本人さんの通学を考えてくれているケース。例えば計画相談が入って相談員さんがついているケースでしたが、学校側が小学校で定期的にケース会議を学校で開いている。学校生活の状況の共有であるとか、通学状況など共有して、年齢を重ねるごとに通学状況も変わってきますので、本人がどういう通学を望んでいるのかというところを話し合うような、そういう事例がありました。そういったところは非常にうまく通学支援のヘルパーさんも入って、うまく利用できていて、本人が楽しく学校に通えているケースです。いずれにしても、学校がヘルパーに任せたらいいといったケースは、うまいことってない。積極的に関わってくれている学校は、通学支援が入っても、うまいことやっていると、そういうことを共有できたワーキングであったかなと思います。今後も、こども目線っていうところを持って、今日このお話を聞いていただいた皆さんからのご意見も踏まえ、いろんな事例を吸い上げまして、問題があれば、その解決に向けて協議していけたらと思っています。

次に、拠点等整備の拡大ワーキングについてのお知らせです。この事例②というのが精神障害のある方の地域生活から見えてくる拠点等整備ということで、精神の方にご協力いただき、インタビューをとらせていただいて課題を抽出したりとか、アンケート結果などご報告させていただいたかと思います。今年度は事例②から見える拠点等整備のイメージ案を出すこととなっています。以前、事例①（強度行動障害）から見えてくる拠点等整備の際にも企画実施し皆さんにご参加いただいております。同様の企画を考えておりまして、参加の対象は全体会議の皆さん、運営会議の委員さん、今回は保健所さんにもお声掛けをしております。皆さんのご意見を集中的にいただきまして、それに基づいて作成をしていきたいなと考えています。目標というのがありますが、1つめが「他市町村の拠点等整備の事例を知る」ということで、他がどんなふうに行っているのかというのを知っていただく。2つ目が「当ワーキングが取り組んできた経過を説明」。3つ目が「緊急一時支援の実践例の紹介」。最後は参加者にこの案を作っていく上でご意見をいただきたいというところのグループワークができればなと思っています。1日で全部できませんので、一部、二部に分けています。第一部が、他市町村の拠点等整備の事例を知るということで、これは学識経験者にレクチャーをお願いしております。2番目は、ワーキングの取り組んできた経過を改めて振り返りたいと思います。第二部ですが、緊急一時支援の実践例の紹介。仙台の方に視察に行つて参りましたので、皆さんと共有したいと思います。最後、これらを通じて皆さんから忌憚のないご意見をいただき

まして、イメージ案をまとめていきたいと思っております。10月16日、23日、いずれも木曜日、1時半から4時半ということで拡大ワーキング開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員 先日ヘルパーさんを利用する顔合わせのために相談員が同行したときの率直な感想で、大人がその登校時間にウロウロしているのは異質だなというふうに相談員は感じたというふうに帰ってきました。ヘルパーさんがつかないと通学できないお子さんたちもいる中でこの制度はできたのですが、そういった感覚もあったということで報告させていただきます。

(2) 地域包括ケアシステム推進部会（資料2を使って説明）

部会長

地域包括ケアシステム推進部会からの報告です。当部会では医療連携と就労と2つのワーキングさせていただいておりますが、今日は就労のワーキングのところで少し皆様にもご意見いただきたいので、医療連携のところは概要のご説明でとどめさせていただきますと思います。

まず、医療・保健・福祉関係者による協議の場ですが、毎年2回実施していきまして、第1回目を6月16日に開催し、昨年度の1月30日に実施しました研修の報告と今後に関する研修に関する意見交換、ピアグループの活動維持などに関する意見交換を行いました。昨年度実施の研修については、大枠としては同じようなテーマでまた開催できたらと考えております。ピア活動に関しましては、当事者会、家族会ともに会員の減少、高齢化が続いているといったお声、実際にニーズがあるのかなみたいなお声もありましたので、アンケート調査を行い、検証していくのもいいのかなと考えております。

資料2-②ですが、就労選択支援が10月1日からスタートしますので、それに関するワーキングを就労支援連絡会さんでされてまして、協議会も共同させていただいておりますのでご報告し、皆様にもご意見をお聞きしたいなと思います。ワーキングの立ち上げに関しましては記載の通りになりますが、こういったところがいいのではないかとか、ここは少し苦手なのではないかとか、そういったことを記載するアセスメントシートを就労選択事業所さんがご利用された方に対して発行します。そのシートの中身が市内の事業所さんの中でバラバラしていたりすると良くないのではないかとということで、共通のアセスメントシートの作成ができればといったところがスタート地点になっております。10月1日の事業開始までに豊中市版アセスメントシートを完成させ、いろんな事業所を利用したとしてもアセスメント結果に均一性が出せるようにするといったところを目的にスタートしております。検討事項ですが、大きく3つ挙げております。アセスメントシートの中身。どういう尺度で作っていくとわかりよいのか、いろいろな事業所さんが現在お使いの書式を参考にしながら今作り上げている状況です。あと、どうい

う相談ルートになるのか、就労事業所さんの方からお声がありましたので、様々な場合を想定し話を進めていこうということで、現時点で相談が新規で上がってくるとしたら、支援学校から、もしくは相談を聞かれた障害福祉窓口から、あとは7センターも含めて相談支援事業所、最後にご家族様になるのかなと思います。ただ制度についても未知数なところがございますので、周知方法とか相談方法についての検討をしています。相談受付時に記載してもらう情報シートがあれば準備も分かりやすいのかなということで、入口のアセスメントシートも現在、作成に向けて進めているところです。また、豊中支援学校、東淀川支援学校の先生にもご出席いただきまして、学校の現状など教えていただきながら、情報共有をし、連携をしていこうという話を重ねているところです。来月、ワーキングが予定されていますので、アセスメントシートの完成、そして障害福祉サービスになりますので、サービス等利用計画、指定特定相談支援事業所、相談支援機関との連携方法や事業の説明をどのようにしていくといいのか、勉強会のような企画があるのか、その辺りの検討も必要かなというところで、現時点では終わっている状況です。

資料の2-①に3点、ご意見聞けたらなと思うことを挙げております。利用相談時の情報シート作成をはじめとした相談フローをどのように整理するといいいのか。いろいろな立場の方がお集まりの協議会の場でご意見いただきまして、それをもとに整理できればと思っております。あと、就労選択支援事業のサービスの流れが、厚労省から示されています。資料の2-②の裏面です。指定特定相談支援事業所と就労選択支援事業者の関係ということで、支給決定やサービスが進められるってことが書いてあるのですが、多機関連携によるケース会議をやる必要があるとなっております。これの開催方法をどうしていくのか、ワーキングの中で出ておりました。個別のケア会議ということで個別にやっていくのがいいのか、それとも、例えば審査会方式のように日程が決まった状態で、そこに該当する支援機関の皆さんに集まってもらうようなやり方とか、いろんなアイデアがいただけたらなと思っています。3つ目は、実際にサービスが始まってからになると思いますが、相談支援事業所との勉強会をどの時期に、どのような形で開催するといいいのか。就労選択支援事業所がどういうふうにサービスを展開しているのかとか、サービス等利用計画の作成のタイミングとか、その後の動き方であったりとか、勉強会をやりたいなと考えており、どういった形で開催するといいいのか、ご意見いただければと思います。

委員 生活介護で支援区分4以上の方で、働くという意味までは持ちえないけども、適用性が高い方はいます。場合によっては一般就労をめざして企業もウエルカムという方もいらっしゃる。そういった人たちは、アセスメントでは、どういうふうになるのかといった問題は以前から持っています。区分がすべてを運命づけて、報酬に連動する世界ですから、そういう人たちの働く意思とかがというものを、何かこの制度自体が阻

害しているようなものになっていないか。事業所さんも生活介護であればこういう方、就 B であればこういう方、みたいなことになっていないのか、疑問に感じるところです。

部会長 区分イコールみたいなところではないっていうのはもちろんあるのですが、一般的に現代社会の働く姿が、自力で会社まで行って、指示された仕事をして帰ってくるっていうのを想定されている場合が多いので、どこを軸に置くといいのかみたいなところは、議論をずっと重ねさせていただいていたかなと思っています。だからこういう条件下であればこうだみたいな、そういう結果も出せるといいのかなっていう話も出ていましたので、非常に難しいポイントだと思っています。どういうアセスメント結果になるのかなというのは確かにその通りだなとは思っておりますが。

委員 この制度のポイントとして思いますのは、とりあえず、親御さんが決めた B 型にずっといけるようにするっていうところに一度チェックを入れるっていうところだと思います。生活介護の人たちは、この選択支援の中から少し離れるので、逆にそれはそれでまたお仕事をめざすっていう場合はどこかの時期でこの就労選択支援を受けてもらえると、そこで適切な事業所を選んでいくことができるのではと思っています。働きたいと思っている人とか働くチャンスがある人はむしろ、適切な事業所に案内することが役割かなと思っていますので、足かせにはならないかなと思っています。もう 1 点は 18 歳で自分の将来の立ち振る舞いを決めるっていうのは結構親御さんの影響が強いのかなというところはあるので、一旦 18 歳で決めるのですが、定期的に親御さんも含めてですけど、検討するといったところが直 B アセスメントから変わったところの正しい使い方じゃないかなと思います。

委員 生活介護に入ると家族さんも安心されてこの方がいいと。本人さんのポテンシャルを見ていたら、一般就労でも通用するのではみたいな方もいらっしゃるって、ではなぜ生活介護かというと、通勤途中に何かがあったとか、関係者が集まって、生活介護かなあと。コミュニケーションが高い方で、関係性が取りづらい人も結構そうなります。本人中心というところでの働く意思があり、お金も欲しいというところで、何かサポートできるようなものにしないと、この就労選択支援っていうもののアセスメントがスマートすぎるように思います。支援学校で作業をやっている生活介護っていうニーズが結構あります。でも本当に生活介護がよかったのかなという方も生活介護には結構いらっやいます。

委員 そもそも働くってなんぞやっていう話にも関わってくると思います。自分のところでも生活介護取をやっていますが、一人一人の事情から通い慣れたところがいいよね

とか、いろいろな思いがあります。国の制度であります、AさんBさん、各々個人にとってあったら来やすい、すごしやすい、暮らしやすい、柔軟なアセスメントであればいいと思います。

委員 理解してなくて、教えて欲しいのですが、今、ネットの記事を見ているのですが、例えば、今3年生の方が卒業後どうしようって考えているときに、就労選択支援の利用期間は原則1ヶ月です。ただし、2ヶ月に延長される場合もありますと書いてあります。タイミングとして何月にとか想定されているものはあるのですか。

委員 学校と詰めている段階でして、学校側は行事に参加させたいから、夏休みに行かせたいというのがあって、結果は1年間有効であるのと、結果が出たとしてもそれに必ず従いなさいっていうものではなくて、あくまでも第三者からのお勧めというものですので、例えば将来的には一般就労をめざしてそういうところ行った方がいいですよというのもあったりします。ただ、支援学校で想定している人数と、今、認可を受けようとしている事業所のバランスが悪いというのもあったって、夏休みを希望されてもできない状況が考えられます。受け入れ側の事業所としては1ヶ月に1人ぐらい、他の就労移行の訓練の人と一緒にやってもらうのも想定しながら考えてはいますが、学校は実習とか行事を休ませたくないっていうところもあり、すり合わせている段階かなと思っています。

委員 アセスメントを受けたらおしまいではないか、たまたま出会った人がよい関係で、うまく救われる場合もありますが。事業選択しない方もいるし、何かコップの中の嵐って感じで見ております。

委員 相談であつたり、学校であつたり、そういうところが普段から見ていてアセスメントをして、進めていきたいところを探していくのが理想だったのかもしれませんが、それができないところでこの制度ができてきた。自分も事業所で、直Bアセスを受けてきて、もう行かしたいから書類書いてほしいといったことに何か納得いかない思いながら書類を書いていたところもありましたので、そういう意味では、自分たちの裁量とか力量を含めて見させてもらえる期間ができたのはありがたいなというところがあります。事業所の指定を取るには一般就労3名以上の実績というのがありますが、豊中市は少し厳しめに指導されているのかなというところはあつたりします。面倒だなと親御さんが思って生活介護に行こうとか、それは本来違うだろうなと思っていまして、そういうことも説明をしていく必要がありますので、支援学校に行って、親御さんに向けて話をするというか、まだ始まっていないので理想と違うと言われるかもしれませんが、そういうふうを考えているところです。

部会長 サービスに組み込まれてしまったという表現が適切かわからない中での発言となりますが、10月からスタートし、これを使わないと例えば就B使えないとか、自分の進路が決定できないという状況になってしまったなかで、我々ができることは、これが利用される支援学校を卒業していく人たちがメインですけれども、そういった方々が、適切に自分の進路を選んでいけるようにするために何ができるかなを考えていかないといけないという話はずっと出ています。誰がためっていうのも協議会の中でもたくさん出ています。でも、やらないと利用される方の次の進路が見つからない。令和9年度からは就Aも対象になりますので、そうやってきて就Aへすぐに行きたいけど通さないといけない。本当にこれは当事者のためになるのかっていうのはずっと議論されながらも、やっていかないといけない。どうしたらスムーズに、どうやったらご本人たちにとって意味のあるものになるのか、そこを軸に考えさせていただいているところかなと思っています。その辺りは相談支援機関として押さえておくべきものと思いますので、どう勉強していけばいいのか、思いつく内容があれば教えてください。

委員 相談員としてどうしたらいいのか、10月になると出てくると思います。制度の勉強もしたいでしょうけど、行きたいところに行きたい、でも制度があつてというところは外さずに、そういう勉強会もできたらなと思いますが、時期のところについては、制度始まってすぐではなく、何か動きが出てきた年明けぐらいにできればいいかなと思います。

委員 全国的にはどうなのですか。事業者が当然指定を取ってやっていくといった何か軽薄な感じの乗りでやっているように思えて、今日ここで話されているような皆さんが持たれている問題意識というのは他の自治体、全国的にはどうなのですか。

部会長 先月の就労選択支援の研修で、豊中市は指定が割と厳しいといった話もでていました。すでにいろんなコンサル会社が動いていて、こういうふうになれば回せるといった話も出ているのですが、それをさせないために、適切に指定を出していけるように国も考えているといった情報は入ってきています。大きな都市では、母数が多いので指定が取れる事業所の数が多い、そのふりにかける作業を頑張っている自治体があるといったことも聞いています。ただ情報が出てくるのが遅かったり、事業所の指定が取れる取れないを左右する大きな内容が遅いタイミングで出てきたりするので、自分たちがやれるのか、心配になっている事業者さんも多いという印象は、先日の研修で受けました。他市の方も来られていて、実際自分たちにできるのか、そういうところの確認に来られている事業者さんがまだまだ多い印象でした。

委員 少し生々しい話をしますが、いろんな事業所で、いろんな事情を抱えていていろ

んな障害者たちがいるわけです。カテゴリーできちっと分けられるのが本当にいいのか、厚生労働省に乗り込んでいきたい気持ちです。これだけは言いたいのですが、制度に障害者を合わせるのではなく、障害者に制度を合わせるべき。社会モデルどころか、医療モデルが基本になっている制度ではないですか。もっと怒らないと、声を上げていきましょう。自立支援協議会で当事者の意向に沿うような動きをしていきましょう。

部会長 言われることはそうだなとは思いますが、制度を扱う側にはなりますが、それをこうだからと線引きするだけではなくて、どうやったらうまく使っていただけるのか、考えていけたらと思っております。

(3) 人権課題検討部会（資料3を使って説明）

部会長

人権課題検討部会からのご報告です。今年度ですが、令和6年度の振り返りとテーマの確認から行い、今後の取り組み等について検討しました。5月に改めて人権に関する地域課題の再確認を行い、主にグループホームに焦点を当てて取り組んでいこうという方向になりました。6月にはグループホームでの出来事に対して、グループホーム連絡会から聞き取ってはどうかと。また部会として研修の開催以外に啓発用パンフレットの作成をしてはどうかといった意見も出ました。7月に改めてグループホーム連絡会からお聞きする内容を検討し、1つはグループホームとして他の機関と連携した際の人権課題に関する部分と、もう1つの側面としてグループホームでの支援に関して人権課題ととらえるようなものをお話いただくということで、8月に連絡会の会長からグループホームにて直面している人権課題の事例等をご報告いただきました。その中の1つは医療機関の方に焦点が当たりまして、各主要病院の相談室等の横の繋がりがどうかを調べて、あればその会議体などにアプローチしてみたらどうかという話が出ました。2つ目は、前回の全体会で市民病院が相談に乗ってくればいいねとの発言もありましたので、市民病院との意見交換をしてはどうかという意見も出ました。3番目は、いただいた人権課題に関して、差別に当たるかもと捉えられた事例に関しては、差別解消支援地域協議会にあげてみてはといった意見がありました。概ね以上のような意見が出ていましたが、他にも審議会へあげてはどうか等の意見や、各連絡会の皆様からの意見交換の機会が必要ではないかとの意見もありました。また、グループホームの支援者から利用者に対しての人権課題に関しては、今年度から義務化された地域連携推進会議において外部の目を定期的に入れて透明性を高めることで、一定の質の担保に繋がる動きとなっているとありました。この人権課題検討部会へ期待するものとしては、その会議において相談員の参加を期待したいといった発言もありました。この地域連携推進会議では、会議の開催だけでなく、推進員の訪問による室内の確認など、利用者によっては室内を見られたくない等の個々の価値観に関しての課題や、この推進員の方がそもそも障害福

祉に対して知見があるのかとか、もしなければ適切な支援が行われているかどうかの判断や、人権課題であるということを捉えることが難しいのではないかとといった意見がありました。今後こういったことも踏まえて次回以降の人権課題検討部会にて、議論検討を重ねていくこととしております。

3 地域生活支援拠点等について

事務局

地域生活支援拠点等の拡充・機能強化ということで、資料4です。前々回の協議会でも豊中では多機能拠点という形で事業展開していますが、それに加えて面的整備の方に拡げていくといった方向性につきまして報告させていただいております。その際の資料と少し作り方は違いますが、ほぼ同じ内容です。まず、地域生活支援拠点等の概要ですが、これは障害のある方の重度化・高齢化は親亡き後を見据えて、居住支援のために必要となる5つの機能、相談、緊急時の受入・対応、対応体験の機会・場の提供、人材育成、地域の体制づくり、といった5つの機能があります。これの整備手法については、5つの機能をすべて有するところが多機能型の拠点、豊中市では総合支援施設みずほおおぞらさんが該当します。もう1つのやり方としては、5つの機能すべて持っているわけではないが、ここの機能は担えるといった複数の関係機関が相互に、有機的な連携体制のもとでやっていく体制ということで、面的整備という言い方をしています。全国的には面的整備が多い状況ですが、市においては今後、多機能プラス面的整備という体制で整備を進めてまいります。2枚目ですが、地域生活支援拠点等にかかる本市の現状と今後の方向性ということで、本市では平成28年度に、総合支援施設みずほおおぞらさんの開設に合わせて地域生活支援拠点ということで整備をし、これまでやってきております。ただ自立支援協議会からも、40万規模の都市で1つの拠点で担うには少し無理もあるのではないかと、面的整備が必要ではないかと。それと、地域課題検討部会の方から、強度行動障害のある方から見えてくる拠点等整備ということでの提案をいただいております。またこの間、国の方でも、総合支援法が改正されたり、それに伴い、地域生活支援拠点等機能強化加算といった加算制度や、国の補助事業の地域生活支援事業のメニューの中に、地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業、こういったものも新設されており、国の方でも変化が見られます。それと障害福祉施策の基本になります第7期の障害福祉計画の中にも地域生活支援拠点にコーディネーターの配置、拠点のさらなる活用、事業所同士のネットワークの構築、今ある社会資源を活用しながら、顔の見えるサポート体制を主軸とした体制を作っていくといったことが計画に盛り込まれております。こういったことに沿いながら進めていきたいと考えておりますが、地域生活支援拠点等事業の拡充、面的整備に向けてということで、面的整備には地域の事業所の協力が必要不可欠ですので、先ほどの5つの機能、自分とこはこの部分の機能を担えるということでありましたら、届出をさせていただいて市の方で登録認定していく。その登録認定

を受けた後には、それを事業所の運営規定の中に盛り込み、加算の手続きをとれば、実際に対応されたときには、若干ですが加算が取れるような国の制度設計になっております。登録の認定をひまわりの方でやらしていただいて、認定後に事業所係の方にその加算手続きをしていただく、そういったスキームになっております。また、地域生活支援拠点等コーディネーターの配置ということで、現在の多機能拠点でありますみずほおおぞらさんに拠点コーディネーターを配置しております。まだ本格稼働しているわけではないのですが、こういった仕組みを今、行政とコーディネーターとで検討しながら進めているところです。次に、事前登録とありますが、5つの柱の中で重要な柱が緊急時の対応です。緊急時の対応がより円滑に進むようにあらかじめそういった可能性のある方については、ご自身の状況などを事前に教えていただきまして、それを市の方に登録していただくといったものを推奨していきたいと考えております。このへんにつきましては前々回の協議会の中でも説明させていただいた内容です。ただ、検討事項ということで止まっておりましたのが最後の、障害者緊急時支援事業でございます。現在、緊急の事態等における対応については、多機能型の拠点でありますみずほおおぞらさんのほうで短期入所で受入れの対応をされているかと思いますが、そこが満床の場合であったりとか、様々なことで既存の制度にすぐには繋がらない場合もあり得る話かなと考えておりまして、そういった場合を想定し、障害者緊急時支援事業というものを実施していけたらどうかと考えております。この事業の概要ですが、緊急時といいますのは、障害者を介護されている方が急な入院であったりとか、介護が一時的に困難となった場合であったり、また障害をお持ちの方が、その特性によりまして、急激な環境の変化等で、一時的に在宅生活が困難となった場合などを考えております。様々な支援制度を活用してもすぐには繋がらない場合に、普段の慣れている場所であったりとか、また短期入所等の空いている部屋であったりとか、そういったところを活用しまして、当事者をよく知っておられるヘルパーさん等を派遣することが可能にするような、障害特性に合わせて当事者に寄り添った支援を行えないかなということで考えております。平たく言いますと、緊急の事態が生じたときに、例えば場所は提供できるという施設があって、ただ、支援するスタッフがいらないといったときに、普段その方をケアされている、信頼できるスタッフがそこに派遣されて、一時的に介護に当たるといったイメージです。いくつかの先進事例を参考にしております。今後のスケジュールですが、10月の初めに障害者施策推進協議会が開催されます。そこにも報告をさせていただきまして、そのあと、事業の実施に向けて動いていきたいと考えております。

委員 今日の話で具体像っていうのが見えてきたのかなと思います。具体的になってきましたので、各事業所なり関係者、親の会も含めてですが、面的整備ということを行っていきましょう、言葉で。国も後押ししているということ、豊中市もこの方向で進めようとしていること。心配されるのは、面的整備といっても自分とこでは無理ではないか、

場所もないし人もいないといった空気感。多くの登録が進んでいる自治体もありますが、進んでいない事例もあつたりします。何か目標設定、最初は5ヶ所とか。コアなところ5ヶ所に頼んでもやってもらう。そこがクリアできれば次に10ヶ所とか。それぞれ特色ある事業所さんで、本人さんとのマッチングなどコーディネートもしやすくなると思います。だから数というよりも実をとって実効性のあるものを作って、年間5ケースとか10ケースとか目標持ってやっていく。何か大きい花火を上げて、これだけしか実効性がないのかと言われるのはよくないので。ニーズは絶対にあると思います。これがあることによって適切なマネジメントができるということを実証していかないといけないと思いますし、豊中で住み続けるためという意味合いにおいては、とても大事なことだろうと思います。

4 その他

・次期計画策定に向けたアンケート調査について

事務局

お配りしております資料に基づいてご説明をさせていただきます。今年度、市民意識調査の実施を予定しております。目的ですが、令和9年度から11年度までを計画期間とする、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に当たりまして、市内の障害者児の状況やニーズを把握するために行うものです。調査の対象は①18歳以上の障害者手帳を持つ、障害福祉サービスを利用する人、1500人を無作為抽出、②18歳以上の障害者手帳を持つ、障害福祉サービスを未利用の人、1000人を無作為抽出。③18歳未満の障害者手帳を持つ人500人、無作為抽出、④障害者支援施設に入所する人、こちらは現在約240名いらっしゃいまして全数を対象とする予定です。⑤通所支援受給者証を持つ人500人、これは③の対象の方を除き500人の無作為抽出の予定です。少し変わりますが、⑥指定障害福祉サービス事業所、こちらは約100事業所程度を予定をしております。⑦が関係団体、当事者団体の皆さんや支援団体の皆さんというところになっており、現在20団体程度を予定しています。調査の方法は、①～⑤の対象の方は調査票を郵送し、回収は、郵送、紙に書いていただいて返送していただくパターン、もしくは、インターネットでの回答を予定しております。⑥と⑦の対象の事業所や関係団体の皆様には、一部直接のヒアリングも予定をしております。調査の実施期間令和7年の11月から12月の予定で現在調整を進めております。次に、次期計画の策定に向けたスケジュール概要ということで、市民意識調査を実施した後、調査報告書を年度内に取りまとめる予定です。この調査結果に基づきまして来年度に、施策推進協議会や自立支援協議会において、計画の内容の審議調整いただき、次期の計画を策定、令和9年度から次期計画が施行されるという予定になっております。その他ですが、調査の具体的な内容は先ほど申し上げた通り、調査手法も含めまして委託事業者と調整中になっておりますので今後、変更となる可能性がございます。調査実施に当たりまして、お伝えしました通

り調査票を対象者の方に直接郵送する形となっておりますので、また皆様の方にご相談があったりですとか、そういったことも考えられますので、ご協力をよろしくお願いいたします。最後に障害福祉計画の担当局は福祉部の障害福祉課企画係、障害児福祉計画につきましてはこども未来部のおやこ保健課保健企画係が所管となっておりますので、何かございましたらご相談をいただけたらと思います。

会長 最後に何かありますでしょうか。20年ほど前に障害福祉がサービスになろうとしたときに当事者ももっと声をあげておけば良かったかなという後悔の念が今出てきています。ただそれを言っても仕方ないので、当事者の声、当事者主体、利用者主体ということを考えていかないとどんどん障害者は作られていくと思います。今日ここにいる人は頑張っている人たちばかりだけど、なかには起業ありきで儲けることしか考えてない事業者もいるかと思います。その人たちをどうやって少しでも変え、当事者の声を伝えていくかを考え続けないといけないし、豊中として恥ずかしくないような施策を運営していけたらなって思います。会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。